

## 競争入札参加資格申請（変更申請・削除申請）にあたって

定期申請または随時申請により既に登録済みの業者の方で、申請内容に変更が生じた場合は変更申請により内容の変更を行ってください。申請先団体の追加等についても変更申請により行ってください。

なお、申請先団体を削除する場合は、削除申請により行ってください。

### 1 操作方法

「競争入札参加資格申請受付システム」にログインして、業者メニューを表示します。

「変更申請」リンクをクリックしてください。

以降の操作は、新規の際の操作と同様なので、詳細は[入力の手引き](#)をご覧ください。



### 2 変更申請の種類と添付書類について

変更申請を行う場合は、[ヘルプデスク](#)宛に変更内容（商号又は名称、申請先団体の追加等の変更箇所）をメールで連絡してください。

ヘルプデスクメールアドレス：gunma-help@efftis.jp

また、必要に応じて添付書類を送付してください。添付書類を送付する場合は、簡易書留で送付してください。

送付先：〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1 群馬県庁県土整備部建設企画課内  
群馬県CAL S/EC市町村推進協議会

綴り方：表紙に「共通添付書類送付票」(※)を、次に「誓約・同意」(※)として、以降は以下の(1)から(11)のとおり必要書類がある場合には、添付してください。

また、(1)～(11)については「共通添付書類送付票」に記載している順番に並べて綴じてください。

なお、申請する団体が複数あっても、共通添付書類について1組送付するので構いません。(申請する団体数分を送付して頂く必要はありません)

ただし、変更内容によっては個別添付書類が必要な場合がありますので、個別添付書類の要否については各団体に確認してください。

※ 変更申請の申請完了後に印刷することができます。

## 【変更内容毎の必要書類】

### (1) 代表者を変更した場合または商号名称が変更になった場合

- 競争入札参加資格申請受付システム：「本社・代表者情報」の該当箇所を変更してください。

代表者変更の場合には、登記簿上の就任日又は重任日も入力してください。

- 共通添付書類：登記事項証明書（写し可）、営業所一覧表等（建設工事のみ）

○登記事項証明書

変更申請日前3ヶ月以内に発行された、変更した内容分かる登記事項証明書を送付してください。

○営業所一覧表等

- ①建設業許可申請書及び営業所一覧表（様式第一号及び別紙二(1)もしくは別紙二(2)）等、許可権者に提出した副本（写し）を提出してください。なお、許可業種や住所に変更があった場合は、上記に加え変更届出書(様式第二十二号の二 第二面)等、許可権者に提出した副本(写し)も提出してください。

- ②許可権者の受付印が押された表紙の写しも添付してください。

※申請日が属する月の1日時点で有効な建設業許可の状況を提出してください。

### (2) 本社（店）所在地を変更した場合、

- 競争入札参加資格申請受付システム：「本社・代表者情報」の該当箇所を変更してください。

- 共通添付書類：登記事項証明書（写し可）、完納証明書（未納のない証明）、営業所一覧表等（建設工事のみ）

○登記事項証明書

変更申請日前3ヶ月以内に発行された、変更した内容分かる登記事項証明書を送付してください。

○完納証明書

変更後の本社（店）所在地が群馬県内の場合は、群馬県税及び市町村税の完納証明書となります。（ただし、既に定期申請及び随時申請で提出済みの群馬県税及び市町村税の完納証明書は不要です）なお、完納証明書は変更申請日前3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。

例1：変更前：東京都千代田区 変更後：群馬県高崎市 → 「群馬県」及び「高崎市」の完納証明書が必要

例2：変更前：群馬県高崎市 変更後：群馬県前橋市 → 群馬県の完納証明書は提出済みなので、「前橋市」の完納証明書のみ必要

○営業所一覧表等

- ①建設業許可申請書及び営業所一覧表（様式第一号及び別紙二(1)もしくは別紙二(2)）等、許可権者に提出した副本（写し）を提出してください。なお、許可業種や住所に変更があった場合は、上記に加え変更届出書(様式第二十二号の二 第二面)等、許可権者に提出した副本(写し)も提出してください。

- ②許可権者の受付印が押された表紙の写しも添付してください。

※申請日が属する月の1日時点で有効な建設業許可の状況を提出してください。

### (3) 本社（店）の電話番号、FAX番号、メールアドレス、申請担当者を変更した時

- 競争入札参加資格申請受付システム：該当箇所を変更してください。

- 共通添付書類：不要

#### (4) 行政書士情報の情報が変更になった時

- 競争入札参加資格申請受付システム：「行政書士情報」の該当箇所を変更してください。
- 共通添付書類：行政書士委任通知書
  - ①変更後の行政書士情報を記載したものを提出してください。
  - ②行政書士への委任を取り消す場合、提出は不要です。システムで申請内容の変更のみ行ってください。

#### (5) 委任先の営業所名、所在地、代表者に変更があった時

- 競争入札参加資格申請受付システム：「営業所情報」の該当箇所を変更してください。
- 共通添付書類：営業所一覧表等（建設工事のみ）
  - ①建設業許可申請書及び営業所一覧表（様式第一号及び別紙二(1)もしくは別紙二(2)）等、許可権者に提出した副本（写し）を提出してください。なお、許可業種や住所に変更があった場合は、上記に加え変更届出書(様式第二十二号の二 第二面)等、許可権者に提出した副本(写し)も提出してください。
  - ②許可権者の受付印が押された表紙の写しも添付してください。
    - ※申請日が属する月の1日時点で有効な建設業許可の状況を提出してください。

#### (6) 委任先の電話番号、FAX 番号、担当者に変更があった時

- 競争入札参加資格申請受付システム：「営業所情報」の該当箇所を変更してください。
- 共通添付書類：不要

#### (7) 委任先営業所を追加する時

- 競争入札参加資格申請受付システム：「営業所情報」、「申請先自治体別営業所」画面の該当箇所を変更してください。
- 共通添付書類：完納証明書（未納のない証明）、営業所一覧表等（建設工事のみ）
  - 完納証明書

追加する委任先営業所が群馬県内の場合は、群馬県税及び市町村税の完納証明書となります。（ただし、既に定期申請及び随時申請で提出済みの群馬県税及び市町村税の完納証明書は不要です）なお、完納証明書は**変更申請日前3ヶ月以内**に発行されたものを御提出ください。

例1：変更前：東京都千代田区 変更後：群馬県高崎市 → 「群馬県」及び「高崎市」の完納証明書が必要

例2：変更前：群馬県高崎市 変更後：群馬県前橋市 → 群馬県の完納証明書は提出済みなので、「前橋市」の完納証明書のみ必要

○営業所一覧表

- ①建設業許可申請書及び営業所一覧表（様式第一号及び別紙二(1)もしくは別紙二(2)）等、許可権者に提出した副本（写し）を提出してください。なお、許可業種や住所に変更があった場合は、上記に加え変更届出書(様式第二十二号の二 第二面)等、許可権者に提出した副本(写し)も提出してください。

②許可権者の受付印が押された表紙の写しも添付してください。

※申請日が属する月の1日時点で有効な建設業許可の状況を提出してください。

#### (8) 申請先団体の追加の時

●競争入札参加資格申請受付システム：「申請先自治体選択」、「申請先自治体別営業所選択」画面の該当箇所を変更してください。**※建設工事については、平成30年12月16日から平成31年3月31日まで受理を停止します。受理停止期間中の申請については平成31年4月1日以降に受理します。**

●共通添付書類：完納証明書（未納のない証明）

▽ 群馬県：認定済み 県以外の団体：認定されていない 追加団体：県以外の団体  
本社及び委任先営業所の所在する市町村税の完納証明書を添付してください。

▽ 群馬県：認定されていない 県以外の団体：認定済み 追加団体：市町村及び群馬県  
群馬県税の完納証明書を添付してください。（本店又は委任先営業所が群馬県内に存在する場合のみ必要となります。市町村税の納税証明書は既に提出済みであるため不要です。）

▽ 群馬県：認定済み 県以外の団体：認定済み 追加団体：市町村  
委任先の状況によって次のとおりです。不要

1 申請先の追加に伴い委任先となる営業所を追加する場合は、追加する委任先が所在する市町税（協議会参加団体に限る）の完納証明書を提出してください。

2 委任先となる営業所を追加しない場合は、必要な書類はありません。

#### (9) 申請先団体の削除の時

●競争入札参加資格申請受付システム：「申請先自治体選択」、「申請先自治体別営業所選択」画面の該当箇所を変更してください。

●共通添付書類：不要

#### (10) 工種・業種・営業品目の追加または削除の時

●競争入札参加資格申請受付システム：該当箇所で工種、業種、営業品目の追加または削除の登録をしてください。

●共通添付書類

○工種・業種・営業品目の追加（受付期間を限定しています）

受付期間が決定次第、ぐんま電子入札共同システムポータルサイトのお知らせ欄にて詳細を掲載します。

##### ※工種・業種・営業品目追加の注意点1

工種・業種・営業品目追加については**受付期間を限定します。**

受付期間：平成31年1月7日（月）～平成31年1月31日（木）

上記期間内に申請のみ完了されていても、不備（書類が期限までに到着しない、入力内容の修正が期限までに終わらない等）などの理由で受付期間を過ぎてしまった場合は受理になりませんのでご注意ください。申請手続は余裕を持って行って下さい。

### ※工種・業種・営業品目追加の注意点2

建設工事の工種追加にあたっては、平成31年1月1日現在の有効経審が必要です。  
平成31年1月1日時点で経審を取得していない工種の追加は行えませんのでご注意ください。

### ※工種・業種・営業品目追加の注意点3（物品・役務業者において営業品目の追加を行う場合）

経営規模等・機械設備の額については、「物品の製造」または「役務の提供」の営業品目を申請する場合の入力項目です。

「物品の製造」または「役務の提供」の営業品目を追加申請する場合で、当初の申請の際に経営規模等・機械設備の額に未入力の場合のみ、入力してください。

営業品目数の上限は、大分類6品目までです。既に6品目で認定されている方も、他の営業品目を削除していただければ、別の営業品目を追加できます。

### ○工種・業種・営業品目の削除

特に必要ありません。

## (11) 申請先団体を削除する時

### ●操作方法

- ① 「競争入札参加資格申請受付システム」にログインして、業者メニューを表示します。  
「削除申請」リンクをクリックしてください。



② 「削除申請入力画面」に、必要な情報を入力します。

削除される申請先自治体を選択し、「次へ」ボタンを押下してください。

**注意)** すべての自治体に対し削除申請をすると、システムにログインできなくなります。

競争入札参加資格申請受付システム メニューへ戻る

削除申請 (特)群馬県

## 削除申請入力

削除申請入力
→
削除申請確認
→
削除申請完了

**\*が付いている項目は必ず入力してください。**

入力者連絡先	削除申請についての問合せ先となります。	
担当者役職名	<input type="text" value="入札担当"/>	問合せ等を行う際の窓口となる担当者を 入力してください。
担当者氏名	<input type="text" value="入札 太郎"/>	姓と名前の間は一文字空けて入力してください。
担当者氏名(フリガナ)	<input type="text" value="ニウサシ タロウ"/>	姓と名前の間は一文字空けて入力してください。
担当者電話番号	<input type="text" value="999"/> - <input type="text" value="9999"/> - <input type="text" value="9999"/> 内線 <input type="text"/>	
担当者FAX番号	<input type="radio"/> 有り <input type="radio"/> 無し <input type="text" value="999"/> - <input type="text" value="9999"/> - <input type="text" value="9999"/>	FAX番号を持っている場合は、必ず入力してください。
担当者メールアドレス	<input type="text" value="sample@pref.jp"/>	
担当者メールアドレス (確認用)	<input type="text" value="sample@pref.jp"/>	

削除される申請先自治体を選択し、「次へ」ボタンを押してください。  
 廃棄される場合は、チェックボックスをすべて選択してください。  
 すべて削除するとシステムにログインできなくなります。

選択	申請先自治体	営業所名
<input type="checkbox"/> すべて選択		
<input type="checkbox"/>	群馬県	責任先なし(本店)
<input checked="" type="checkbox"/>	前橋市	前橋支社

戻る
次へ

● 共通添付書類：特に必要ありません。